

6月の業務

- ☆6月決算法人の経理担当の方は、決算準備をお願いします。
- ☆源泉税を年2回納付(納期特例)としている会社の給与計算担当の方は、6月支給分までの給与・賞与が確定次第ご連絡下さい。7月10日(木)までに納付が必要です。
- ☆労働保険の申告・納付期限が7月10日(木)までとなっています。
- ☆住民税(個人)の納付時期です。給与から毎月天引きしている場合(特別徴収)は、金額変更の時期となります。



7月の業務

- ☆7月決算法人の経理担当の方は、決算準備をお願いします。
- ☆社会保険算定基礎届の提出時期となっていますので準備をお願いします。
- ☆7月10日(木)は納期特例の源泉税の納付日です。源泉税の納付は1日遅れても1割の加算税がかかります。そういう類の罰金は源泉税に対する加算税だけですがご注意ください。
- ☆所得税の予定納税(第1期分)の納期限が7月31日(木)までとなっています。振替納税されている方は残高確認をお願いします。減額申請をご希望の方は、通知が届き次第ご連絡下さい。申請期限は7月15日(火)までです。

復興特別法人税が1年前倒しで廃止

平成26年度税制改正により、**復興特別法人税**を1年前倒しで廃止することが決定されました。復興特別法人税とは、東日本大震災による復興施策に必要な財源を確保するための特別措置として創設された税です。そのため、時限的な税の位置づけとなっており、課税事業年度が定められています。税額は、法人税額に10%の税率を乗じて計算した金額となります。

改正前の課税事業年度は、原則として平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間に開始する事業年度でしたが、今回の税制改正で1年前倒しで廃止されましたので、「平成26年3月31日までに開始する事業年度まで」となりました。つまり、今年の4月以降に事業年度開始の法人にはかかりません。

なお、復興特別**法人税**は廃止されますが、復興特別**所得税**は平成49年まで、引き続き課税されることとなっております。(文責: 浜内)

法人の青色申告欠損金の繰越期間について



法人の青色申告による欠損金の繰越年数は、以前は7年でしたが、**9年**になりました。ただし、平成20年3月決算期までに生じた青色欠損金の繰越は平成27年3月決算期まで、ということになります。木村会計では決算時にはそれも考慮して、対策をご提案いたします。担当者より適宜、ご説明致します。(文責: 浜内)